

鹿児島市  
罹災証明管理システム構築業務  
標準仕様書

令和6年5月15日

鹿児島市危機管理局危機管理課

## 目次

1. 業務名 .....	1
2. 目的 .....	1
3. 委託契約期間 .....	1
4. システム稼働時期 .....	1
5. 全体仕様 .....	
(1) システム導入から運用保守まで .....	
(2) システム導入の前提条件 .....	
(3) 検査、支払い条件 .....	
(4) 権利義務に関する事項 .....	
(5) バージョンアップ .....	
(6) 次々期システムに更改するためのデータの抽出・移行 .....	
(7) 契約不適合責任 .....	
(8) 秘密保持 .....	
(9) その他留意事項 .....	
6. 導入時データ項目等及びデータ連携の範囲 .....	
(1) システム導入時のデータ項目等 .....	
(2) システム運用開始後のデータ連携 .....	
(3) 外字 .....	
(4) その他 .....	
7. 成果物 .....	

1. 業務名

鹿児島市罹災証明管理システム構築業務

2. 目的

市域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があった際に、災害対策基本法に基づき、災害による住家等の被害の程度を証明する書面を交付し、また、申請内容等の管理を行うために使用する罹災証明管理システムを構築する。

3. 委託契約期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

4. システム稼働時期

令和6年10月

5. 全体仕様

(1) システム導入から運用保守まで

【システム導入】

①全般

本業務の要件定義からシステム導入、環境構築、稼働確認まで、全体のプロジェクト・リスク管理を行う。

②要件定義

ア 必要となる機器やソフト等について本市と協議し、性能等を検討し構成を決定する。

なお、基本となる要件、ハードウェア要件及びソフトウェア要件については、以下に示す。

表 1 システム基本要件

No.	項目	詳細
1)	機器構成	・ システム機能を実現するため、必要・十分な構成とすること。
2)	使用する技術	・ システムを構成する製品や技術は、国際標準若しくは業界標準に準拠していること。
3)	信頼性	・ 導入するハードウェア及びソフトウェアは、信頼性の高い製品、技術を採用すること。
4)	標準性	・ クライアントパソコンが使用するOS (Windows10) 等について、予め動作保証すること。
5)	セキュリティ	・ システムの運用性、信頼性、拡張性、セキュリティを考慮すること。また、本市の情報セキュリティポリシーに配慮すること。
6)	クライアント環境	・ クライアントパソコンにソフト等をインストールする必要がある場合はシステム導入業者において、システムを接続する端末に必要な設定等を行い、職員が使用可能な状態にすること。
7)	画面遷移	・ 画面のレスポンスは業務に影響がないこととする。基本的にオンライン処理の画面遷移にかかる平均応答時間は原則3秒以内であること。
8)	上位互換性	・ システムを構成するソフトウェア、クライアントソフトウェアは、今後のOSやブラウザソフトのバージョンアップに対して上位互換が保てる技術を採用すること。

No.	項目	詳細
9)	利用者	・ 鹿児島市職員を対象とすること。
10)	ユーザ検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザ検証は鹿児島市役所庁舎内にて行う。</li> <li>・ 検証実施に必要なテスト環境（本番環境とは異なる環境）を用意すること。</li> <li>・ 検証実施に必要なテスト仕様、マニュアル等を用意すること。</li> </ul>

表 2 ハードウェア要件

No.	項目	詳細
1)	サーバ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハードディスク障害に対し、データを欠損しない構成とすること。</li> <li>・ 機器は二重化等の冗長性を持った構成とし、RAID1 構成等により信頼性を向上させること。</li> <li>・ クライアントパソコン50台の同時利用に対し、スムーズに動作する構成・性能とすること。</li> <li>・ システム稼動後5年間分のデータ量を見込んだ容量を予め確保すること。</li> <li>・ 5年間の機器保証があること。機器保証は本業務に含めること。</li> </ul> ※ サーバの設置場所は、鹿児島市役所東別館10階を想定
2)	UPS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サーバラックに搭載する機器に対し十分な容量を確保するとともに、停電時にサーバの安全なシャットダウンを可能とすること。</li> <li>・ 5年間の機器保証があること。機器保証は本業務に含めること。</li> </ul>
3)	接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各ハードウェアの接続に必要なケーブル類を調達し、配線・配管を行うこと。</li> </ul>

表 3 サーバ仕様

No.	項目	数量	単位	詳細
1)	罹災証明システムサーバ	1	式	CPU Xeon プロセッサ E-2324G (3.10GHz) 以上 SSD 480GB×2 以上 (RAID1 構成を基準とする) メモリ 32GB 以上 OS Windows Server 2022 Standard 相当

表 4 機能要件

No.	項目	詳細
1)	画面構成・表示機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務システムの作業ウィンドウは、複数起動することができること。</li> <li>・ 画面の解像度によらず、全画面表示が可能なこと。</li> </ul>
2)	対象者の検索機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フリガナや生年月日等から対象者の検索ができること。また、フリガナによる検索の場合、先頭一致だけでなく、部分一致による検索が可能であること。</li> <li>・ 生年月日による検索の場合、和暦と西暦のいずれかが選択できること。</li> </ul>

No.	項目	詳細
3)	操作性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存や印刷、終了などにファンクションキーを割り当て、簡単な操作が可能なこと。</li> <li>・ 画面のハードコピー印刷は簡単な手順（2 手順以内）で行えること。</li> </ul>
4)	台帳管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罹災証明書発行の申請があった者について、年度を通してユニークな整理番号を付与することができること。</li> <li>・ 罹災証明書発行の申請があった者について、システムで一覧表示が可能であること。</li> </ul>
5)	帳票出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罹災証明書発行の申請があった者について、申請書の出力が可能であること。</li> <li>・ 罹災証明書発行の申請があった者について、本市の住民であった場合は連携する住基データより氏名や生年月日、住所が帳票に出力されること。</li> <li>・ 罹災証明書発行の申請があった者について、国が例示する罹災証明書の出力が可能であること。</li> <li>・ 罹災証明書発行の申請があった者について、年度の指定をしたうえで申請者一覧表が出力可能であること。</li> <li>・ 申請書等の管理とは別に、時系列の支援記録が入力可能であること。またその記録件数に制限がないこと。</li> <li>・ 支援記録について、対象者ならびに日時を指定をしたうえで一覧表が出力可能であること。</li> </ul>
6)	データ連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本情報を取り込みし、異動情報を台帳に反映できること。</li> <li>・ 住民基本情報の連携用 CSV データは、全件取込、差分取込いずれかの選択ができること。</li> <li>・ 住民基本情報の連携用 CSV データを取り込んだのち、システム上で正常に外字が表示でき、帳票出力においても正常に表示できること。</li> <li>・ 住民基本情報の連携用 CSV データは、S-JIS、Unicode の文字コード双方の取り込みが可能なこと。</li> </ul>
7)	EUC機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各帳票は、エクセル形式(CSV 形式)や PDF 形式変換が可能であること。</li> <li>・ 基準日を指定し、対象者を CSV 形式で出力できること。また、出力する項目を自由に指定できること。</li> </ul>
8)	認証機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ID、パスワードによる認証機能を実装していること。</li> <li>・ ID ごとの権限設定が、台帳登録・修正・削除・印刷レベルで管理でき、その権限設定もシステム管理者が容易に変更可能であること。</li> <li>・ ID は直接入力式、ドロップダウンリスト選択式のどちらかが選択できること。</li> <li>・ 次回システム起動時、前回ログインした ID を初期値として保持すること。</li> <li>・ パスワードの有効期限を任意で設定できること。</li> <li>・ 操作ログが確認できること。(ログイン ID、操作日時、操作内容等)</li> </ul>

- イ 上記アに基づき、実現方法・仕様を定める。
- ウ 決定した要件定義に基づき、運用方法・データ移行方法を設計する。

③システム導入

- ア 機器、ソフトウェアのインストール、セキュリティ対策等のセットアップを行う。
- イ 要件定義に基づきシステム導入、カスタマイズ等を行う。
- ウ データ移行に必要な環境及び移行プログラム等を作成し、データ移行を行う。

④検証、稼働確認

- ア カスタマイズを含め、動作確認や帳票出力等、パッケージのテストを行う。
- イ システム運用開始に向けて、操作方法等について職員研修を行うとともに、操作マニュアルを作成する。

【運用保守】

①全般

運用・保守における全体のプロジェクト・リスク管理を行い、システムの安定的な稼働に向けて活動を行う。

②運用・保守

- ア 発生した障害に関する対応（切り分け・関係者への通報・復旧・報告など）を行う。
- イ 導入したシステムに関する操作方法等について、職員からの問い合わせを受け付ける窓口業務を行う。
- ウ システム運用時及び契約終了時に、原課より求められた際には、システムが利用するデータベースから、その一部または全部を CSV 形式等の汎用的なデータで抽出を行い、原課に提供すること。また、それらは保守の範囲内で実施すること。
- エ 鹿児島市役所庁舎内において、電気設備の定期点検等に伴う停電作業（年1回程度）が実施される際は、コンセント抜去などの対応を行い、機器に影響がないようにすること。

※ 本仕様書に明示していない業務であっても、システムの正常稼働のために必要なものがある場合、それも含めて本業務の範囲とする。

③期間等

本業務完了後、令和6年10月1日から令和11年9月30日まで、本システムに障害が発生した場合、その障害の原因がハードウェア又はソフトウェアの別にかかわらず、迅速な障害復旧に努めること。

令和6年10月1日以降の運用・保守業務に係る委託料は、本業務の委託料には含まないものとする。

(2) システム導入の前提条件

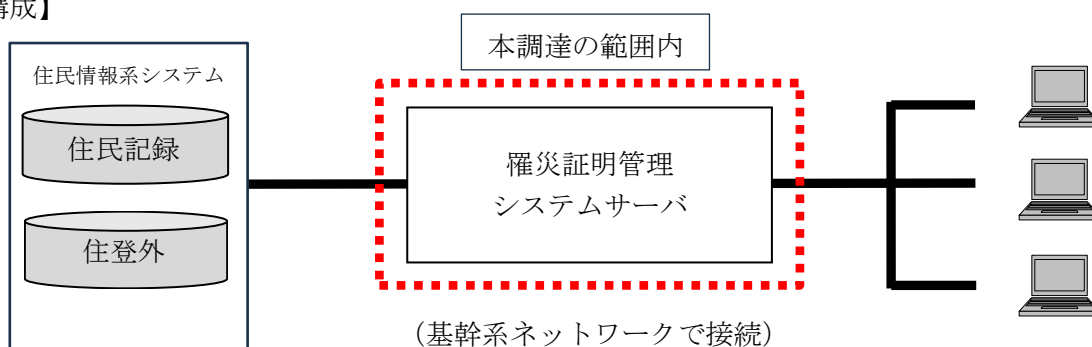
【データ件数】

- A. データ移行件数 なし
- B. 罹災証明書発行予定件数（鹿児島市推計世帯数） 284,509 世帯※令和6年2月1日時点
- C. 過去3年間の罹災証明書交付実績  
令和3年度 7件、令和4年度 103件、令和5年度 22件

【システム利用者数】

システムを利用する職員数 約50人

## 【構成】



### (3) 検査、支払い条件

#### ①検査

受託者が、導入作業、開発作業を完了し、不備が無いことを確認したものについて、本市は、成果物を確認し、委託料を支払うものとする。

#### ②開発の遅延等に伴う本市への補償

システムの開発について、事前にその内容が通知されないまま、開発が遅延し、システム稼働開始に影響を与えた場合、又は事前通知があった場合でも、社会通念上明らかに受託者の瑕疵によるときは、本市は受託者に補償を求めるものとする。

なお、別調達となる運用・保守も同様に、システムの安定運用に多大な影響を及ぼした場合は、補償を求めるものとする。詳細は、契約締結時に協議のうえ決定する。

#### ③本業務遂行の際の主な費用負担に関して、以下に示す。

##### ア 人件費・諸手当等

本業務の遂行にあたり、必要となる受託者のすべての人件費、出張旅費、諸手当等の費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

##### イ 消耗品

本市との打ち合わせをはじめとする各種会議等で使用する印刷物作成や成果物の納品に関わる電子媒体等、研修等で使用するテキスト作成等に要する消耗品の費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

##### ウ 通信運搬費

本市との連絡調整に必要となる電話・郵便等の通信運搬費など、受託者から本市に向け発信、発送したものについては、全て契約金額に含まれるものとする。

##### エ 机等の事務用品、パソコン等の費用

本市が提供する机、椅子等以外で、開発に要する机、椅子等の事務用品、パソコン、プリンタ等の機器類の費用は、全て契約金額に含まれるものとする。

### (4) 権利義務に関する事項

#### ①プログラムの著作権等

本業務に係るパッケージシステム、カスタマイズプログラム及び新規作成プログラムにおける著作権の所有やプログラムソースの公開などについて提案すること。

#### ②ソフトウェアの使用権

本市が導入するシステムで使用するソフトウェア、ソフトウェアライセンス等は、本市が使用権を保有する。

### (5) バージョンアップ

本業務の契約期間中において、機能改善等によるバージョンアップは、必要に応じて行い、その費用は、全て契約金額に含まれるものとする。

また、本業務の契約終了後、機能改善や基本ソフト等の更改によるバージョンアップは、内容等を本市と協議のうえ、柔軟に対応すること。

(6) 次期システムに更新するためのデータの抽出・移行

本市が、一定期間の運用後、他社の新システムに更新する場合、移行がスムーズに行えるような仕組みを再構築し、必要となるデータは、必ず抽出を可能とすること。また、抽出できない場合は、受託者で抽出を行い提出する。なお、これらデータ抽出に関する費用は、全て受託者の負担と想定しているが、それが困難な場合は抽出の手法や費用などについて提案すること。

(7) 契約不適合責任

システムの不具合が、本稼働後に発見された場合、受託者は無償で是正措置を行うこと。なお、契約不適合責任期間は、システム本稼働後1年間とする。

(8) 秘密保持

受託者は、本業務において知り得た全ての情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

また、そのための必要な措置をとるものとし、契約終了後も同様とする。

(9) その他留意事項

本仕様書に定めのない事項、又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

6. 導入時データ項目等及びデータ連携の範囲

(1) システム導入時のデータ項目等

必要なデータや具体的な項目については、別途協議を行う。

(2) システム運用開始後のデータ連携

- ・随時、住民基本情報との連携・更新を行う。
- ・罹災証明申請者名簿等のシステム内のデータについては、エクセルやCSV形式等での出力を可能とする。

(3) 外字

住民記録情報内で使用している外字については、本市が提供する外字ファイル（CD-R）を使用し、システムへの取り込みを可能とする。

参考：約1,562文字（平成23年11月現在）

(4) その他

- ・データ移行・連携はCD-ROM等の媒体を使用する。
- ・データ移行・連携作業は本市施設内で行い、全てのデータについて持ち出しを禁止する。  
また、データ移行作業は、本業務で導入する機器、又は受託者が準備し本市の承認を得た機器での作業をすること。
- ・移行インターフェースファイル仕様は、受託業者が提案することとし、詳細については、本市及び他システム導入業者等も含めて調整すること。

7. 成果物

以下のドキュメントを、別途協議する納期までに鹿児島市危機管理課へ納品すること。

なお、当ドキュメントは最低限必要なドキュメントを明示的に示しているため、これ以外に必要なドキュメントがある場合は、適宜追加すること。また、記載内容については、別途協議を行う。

**【成果関連文書類の受渡媒体、部数】**

紙媒体1部及び電子媒体（CD-ROM等）1部。ただし、操作マニュアルについては、紙媒体2部を納品すること。



①システム開発合意書

システム機能概要、プロジェクト運営方法、導入スケジュール、システム運用要件、セキュリティ要件、納品物件

②基本設計書

画面一覧、画面遷移、画面レイアウト、帳票一覧、帳票レイアウト、帳票項目仕様、インタフェース仕様、セキュリティ仕様、テーブル定義、コード定義

③カスタマイズ仕様書（機能・画面・帳票変更仕様）

④利用者向け操作マニュアル